

## 新潟市指定給水装置工事事業者表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市指定給水装置工事事業者表彰要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の部門)

第2条 要綱第3条に掲げる表彰の基準について、第1項各号及び第2項の表彰の部門は、別表第1のとおりとする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、事業を行う事業所の所在地が新潟市内である新潟市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）とし、表彰を行う前年度から表彰までの期間内において、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領による資格取消、指名停止、書面による警告及び書面による注意の措置を受けたもの
  - (2) 新潟市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱による指定取消、指定停止、文書警告及び文書注意の措置を受けたもの
  - (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
  - (4) その他、表彰の対象者として著しく不適切な行為があったと認められるもの
  - (5) 第1号から第4号の規定に該当する可能性のある事案又は行為の発生が明らかであると認められるもの
  - (6) 給水装置工事部門にあつては、毎年度開催される指定給水装置工事事業者講習会に、表彰の前々年度及び前年度の2ヶ年にわたり参加のないもの。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りではない
- 2 前項第1号に掲げる指名停止、書面による警告及び書面による注意の措置については、措置の原因となった事案の属する表彰の部門に対して適用する。
- 3 第1項第2号に掲げる文書警告及び文書注意の措置については、給水装置工事部門に対して適用する。
- 4 第1項第1号から第4号について、前回表彰の対象者選考に該当したものは、事案等の発生からその後の措置も含めた一連の案件として、これを表彰の対象とする。

(表彰の方法)

第4条 「水道管布設工事」「緊急修繕協力」「給水装置工事」部門の表彰は毎年度1回行い、決定された被表彰者（以下「受賞者」という。）に当該年度の「優良工事店」として、部門名を付し表彰状を授与する。

2 「特別表彰」部門の表彰は、管理者が特に表彰に値すると認めた受賞者に対し感謝状を贈呈する。

(受賞ロゴマーク)

第5条 受賞ロゴマークを別表第2のとおり定める。

2 「水道管布設工事」「緊急修繕協力」「給水装置工事」部門の受賞者は、受賞後の1年間において、受賞ロゴマークを工事看板、ヘルメット、名刺などに使用することができる。

3 「特別表彰」部門の受賞者にはロゴマークの使用は適用しない。

(選考の基準)

第6条 各表彰の部門における受賞者の選考基準は、別表第3のとおりとする。

2 給水装置工事部門において、推薦者の決定に係る各種記録票等の様式は、表彰選考委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

要綱の条文	表彰の部門
要綱第3条第1項 第1号	「水道管布設工事」部門
要綱第3条第1項第2号	「緊急修繕協力」部門
要綱第3条第1項第3号	「給水装置工事」部門
要綱第3条第2項	「特別表彰」部門

別表第2 (第5条関係)



別表第3 (第6条関係)

表彰の部門	要件	選考方法	表彰数																
水道管布設工事部門	当該年度に、水道管布設工事の施工実績が3件以上あるもの。	各工事の工事成績評定点の平均点により順位付けを行う。ただし、必要に応じ、表彰対象者の平均点及び個別工事成績の下限点を考慮して受賞者を決定する。	5社程度																
緊急修繕協力部門	当該年度に、緊急修繕工事の施工実績があるもの。	<p>緊急修繕工事ごとに、下記の緊急対応ポイント配点表及び施工状況ポイント配点表によるポイントを加点し、その総計で順位付けを行う。ただし、最終選考にあたっては、修繕件数のばらつきによる地域特性を考慮（原則として、各工事事務所ごとに最低1社）するほか、特殊・大規模な緊急修繕工事を行い、貢献度が高いと認められるものなど、特に表彰に値すると認められるものも選考できるものとする。</p> <p>緊急対応ポイント配点表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>時間帯</th> <th>平日</th> <th>休日</th> <th>特別な休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間 (8:30~17:30)</td> <td>1ポイント</td> <td>2ポイント</td> <td>4ポイント</td> </tr> <tr> <td>夜間 (昼間及び深夜以外の時間帯)</td> <td>2ポイント</td> <td>3ポイント</td> <td>5ポイント</td> </tr> <tr> <td>深夜 (22:00~5:00)</td> <td>3ポイント</td> <td>4ポイント</td> <td>6ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 配点表により、緊急要請の日時又は緊急修繕の実施日時に応じてポイントを加点する。</p>	時間帯	平日	休日	特別な休日	昼間 (8:30~17:30)	1ポイント	2ポイント	4ポイント	夜間 (昼間及び深夜以外の時間帯)	2ポイント	3ポイント	5ポイント	深夜 (22:00~5:00)	3ポイント	4ポイント	6ポイント	7社程度
時間帯	平日	休日	特別な休日																
昼間 (8:30~17:30)	1ポイント	2ポイント	4ポイント																
夜間 (昼間及び深夜以外の時間帯)	2ポイント	3ポイント	5ポイント																
深夜 (22:00~5:00)	3ポイント	4ポイント	6ポイント																

		<p>2 休日及び夜間等において、緊急配水管修繕登録業者による輪番当番以外のものが修繕を行った場合は、さらに1ポイントを加算する。</p> <p>3 「特別な休日」とは、お盆（8月13日～8月15日）及び年末年始（12月29日～1月3日）とする。</p> <p>施工状況ポイント配点表</p> <table border="1" data-bbox="667 504 1283 869"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管口径</td> <td>φ75mm～φ150mm</td> <td>1ポイント</td> </tr> <tr> <td>φ200mm・φ250mm</td> <td>3ポイント</td> </tr> <tr> <td>φ300mm・φ350mm</td> <td>4ポイント</td> </tr> <tr> <td>φ400mm以上</td> <td>5ポイント以上</td> </tr> <tr> <td>切断機使用</td> <td>φ100mm以上の鉄製管路</td> <td>1ポイント</td> </tr> <tr> <td>道路交通状況</td> <td>交通誘導員4名以上</td> <td>1ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 管口径 φ400mm 以上の場合は、口径と修繕内容に応じて5ポイント以上を加算する。</p> <p>2 切断機使用のポイントは、φ100mm以上の鉄製管路で断水して管路を切断した場合に適用する。</p> <p>3 特に困難を要する緊急修繕工事については、中央工事事務所長及び秋葉工事事務所長、北工事事務所長、西蒲工事事務所長が、3ポイントを上限として加算することができる。</p>	項目	内容	ポイント	管口径	φ75mm～φ150mm	1ポイント	φ200mm・φ250mm	3ポイント	φ300mm・φ350mm	4ポイント	φ400mm以上	5ポイント以上	切断機使用	φ100mm以上の鉄製管路	1ポイント	道路交通状況	交通誘導員4名以上	1ポイント	
項目	内容	ポイント																			
管口径	φ75mm～φ150mm	1ポイント																			
	φ200mm・φ250mm	3ポイント																			
	φ300mm・φ350mm	4ポイント																			
	φ400mm以上	5ポイント以上																			
切断機使用	φ100mm以上の鉄製管路	1ポイント																			
道路交通状況	交通誘導員4名以上	1ポイント																			
給水装置工事部門	当該年度に、給水装置工事の施工実績が10件以上あるもの。	<p>管路第2課及び各工事事務所（中央工事事務所除く）の推薦に基づき、推薦評価票の得点及び地域要件を考慮（原則として、課及び各工事事務所ごとに最低1社を推薦、選考）して決定する。課及び各工事事務所における推薦方法は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="667 1518 1283 2020"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>評価素材など</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①日常の全件数評価</td> <td>給水装置工事記録票</td> <td>各給水担当者</td> </tr> <tr> <td>②推薦評価票の作成</td> <td>上記①を2ヶ月単位で集約し、それを基に推薦評価票を作成</td> <td>各給水担当係長</td> </tr> <tr> <td>③推薦者の決定</td> <td>推薦評価票を基に決定</td> <td>管路第2課長及び各工事事務所長</td> </tr> </tbody> </table>	内容	評価素材など	担当	①日常の全件数評価	給水装置工事記録票	各給水担当者	②推薦評価票の作成	上記①を2ヶ月単位で集約し、それを基に推薦評価票を作成	各給水担当係長	③推薦者の決定	推薦評価票を基に決定	管路第2課長及び各工事事務所長	7社程度						
内容	評価素材など	担当																			
①日常の全件数評価	給水装置工事記録票	各給水担当者																			
②推薦評価票の作成	上記①を2ヶ月単位で集約し、それを基に推薦評価票を作成	各給水担当係長																			
③推薦者の決定	推薦評価票を基に決定	管路第2課長及び各工事事務所長																			

特別表彰部門	<p>当局の要請により行った、災害時の応急復旧や他都市への災害支援などで、多大な功績があったと認められるもの。</p>	<p>災害協定等に基づく水道局からの要請に対し、管工事業協同組合の対応、並びに組合員等の活動状況・実績を踏まえ表彰対象者を選考する。</p>	
--------	---	--	--

備考

- 1 「当該年度」とは、表彰を行う前年度の単年度をいう。
- 2 「水道管布設工事」とは、新潟市水道局工事成績評定実施要領により評定の対象となる工事のうち水道管路施設に係る工事で、弁栓類の付属設備工事や仮設管工事は含めるが、単体の舗装工事などは含めない。
- 3 水道管布設工事部門の「施工実績」とは、表彰を行う前年度内にしゅん工し、表彰を行う年度の4月14日までに工事検査を完了したものとする。
- 4 「緊急修繕工事」とは、即時対応を求められた修繕工事（水道管路施設の修繕工事であり、もらい事故を含む漏水修繕のほか、覆整備や道路陥没対応、濁水処理対応なども含む。）であり、当局の要請により緊急に体制を整えて行ったものとし、実態として、あらかじめ体制を整えているものは除く。
- 5 給水装置工事部門の「施工実績」とは、表彰を行う前年度内にしゅん工検査が行われたものとする。
- 6 水道管布設工事部門及び給水装置工事部門については、単年度の評価であることから、複数年度の連続受賞を認めるが、緊急修繕協力部門については、修繕事業者の確保・育成という観点から、施工実績のある多くの指定工事事業者に対して受賞機会の拡大を図るため、原則として、同一指定工事事業者の複数年度に亘る連続受賞は認めない。